

履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
泉南警察署	下記の工事契約について、受注者において契約書で定める空調機器と異なる品番の機器が設置されていたにもかかわらず、当該工事が契約書及び仕様書に適合するものと認め、工事完了検査を行っていた。 契約名称：本署地域課他空調機器取替工事 1 契約期間：令和6年7月19日から令和6年10月31日まで 2 契約金額：2,080,540円	検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
措置の内容		
検出事項が発生した原因は、設置された品番による見積りを実施し契約に至ったが、契約書作成時に空調機器の品番を誤記載したことによるもので、誤表記に気付かず適正な検査ができていなかったものである。 再発防止に向けては、本事案について課内で情報共有し、契約書作成時には仕様書の内容（品番、設置場所、工事内容等）の確認を複数人で行うとともに検査する際には複数人で立会い、仕様書の内容と適合しているかを確認することとした。あわせて、決裁時には、当該起案文書に大阪府財務規則等の関係法令を添付し、担当者からも決裁内容について口頭で説明を行わせることで、担当者だけでなく、決裁関与者のチェックを徹底することとした。 今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年11月6日）